

文化芸術振興基本法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）
（舞台芸術関連部分抜粋）

1. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

い。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、

これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）（平成19年2月閣議決定）

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の意義
2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点
 - ①文化力の時代を拓く
 - ②文化力で地域から日本を元気にする
 - ③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える
3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項
 - (1) 重点的に取り組むべき事項
 - ①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造を担う専門的人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これらの関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。

②日本文化の発信及び国際文化交流の推進

日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には、それらの活動が国のイメージに大きな影響を与え、他方で世界の平和や繁栄にも貢献するという意味で外交的側面も有するという観点や、国内の文化芸術振興という観点に留意しつつ、関

係府省等が連携していくことが重要である。

また、日本の伝統文化だけではなく、現代の文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう、国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。

③文化芸術活動の戦略的支援

文化芸術活動は、人々に活力を与えると同時に、諸方面に及ぶ国民の活動の活性化が促され、経済活動とあいまって社会全般に大きな影響を及ぼすものである。このような活動の中には構造的に収支のバランスが取りにくい分野も見られることから、国、地方公共団体、民間は文化芸術活動を行う者の自主的な活動を十分に尊重しつつ、それぞれの立場から様々な支援を行っていくことが重要である。

国が行う文化芸術活動への支援については、中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援とその普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援が行えるよう、支援方策について必要な見直しを行う。

これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ、きめ細かくかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要がある。

④地域文化の振興

⑤子どもの文化芸術活動の充実

子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくみ、日本人としての自覚を持ちつつ国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成するためには、学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要である。

このため、子どもたちが文化芸術を鑑賞したり、創造的活動を行ったりする機会など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが重要であり、学校や地域での文化芸術活動を、文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が緊密に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築する必要がある。

さらに、世界の文化の多様性を理解するためにも、子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが必要である。

⑥文化財の保存及び活用の充実

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

1. 各分野の文化芸術の振興

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- ・ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に対して、重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術活動を伸長する。

- ・ トップレベルの文化芸術団体と劇場，音楽堂等の芸術拠点とが連携した特色ある取組など，優れた芸術活動を促進する。
- ・ 独立行政法人日本芸術文化振興会は，幅広く多様な文化芸術を振興し，その普及を図る活動等に対し，芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- ・ 文化芸術活動に関する調査研究を充実し，その成果等に基づき審査・評価の一層の充実を図り，その結果等を今後の支援に適切に反映することにより，文化芸術活動の活性化を図る。その際，専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性について検討する。
- ・ 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し，芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- ・ より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため，新国立劇場における公演の充実を図る。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は，長い歴史と伝統の中から生まれ，守り伝えられてきた国民の財産であり，将来にわたって確実に継承され，発展を図っていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- ・ 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに，公演等への支援を行う。その際，我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに，伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- ・ 国立劇場，国立能楽堂，国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り，より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し，古典の伝承とその活性化を推進する。
- ・ 伝統芸能の所作や楽器に触れる体験をする機会の提供を通じて，伝統芸能に親しむ人々の拡大を図る。特に，子どもたちが伝統芸能を身近に親しむことができる機会の充実を図る。
- ・ 伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的な技術の継承を図るため，後継者育成及び原材料の確保に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう，次の施策を講ずる。

- ・ 芸能の創造活動，人材育成及び普及活動に対して，重点的な支援等を行う。
- ・ 国立演芸場等における公演の充実を図り，より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

4. 国際交流等の推進

世界の人々の関心と興味を「魅きつける」多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに，文化芸術に係る国際的な交流を進め，日本への理解の深化及び文化芸術による国際貢献を推進し，我が国及び世界の文化芸術活動の発展に資するため，

次の施策を講ずる。

- ・ アジアをはじめとする海外の文化芸術創造活動に資するよう、我が国のメディア芸術の創造と発信に関する拠点の形成を図るとともに、広く新しい文化芸術の創造を推進する。
- ・ 我が国及び海外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- ・ 文化芸術に関する国際的な相互交流を強化するため、文化芸術団体等の国際交流活動を支援するとともに、海外からの参加を得た舞台芸術の交流、作品制作ワークショップ等、多様で国際的な事業の展開を進める。
- ・ 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- ・ 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- ・ 文化芸術に係る国際交流の推進に当たっては、関係府省及び国際交流基金及びその他の関係機関等が緊密な連携・協力を努める。

5. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ・ 文化芸術団体、教育機関などの関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- ・ 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援を図るとともに、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実などを図る。
- ・ 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者、技能者、学芸員など、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- ・ 大学等や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。

9. 国民の文化芸術活動の充実

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- ・ 青少年が多種多様な文化芸術に直に触れ、体験できる機会の充実を図るとともに、学校や文化施設等を拠点として、子どもたちが伝統文化や生活文化を継続的に体験・修得できる機会の充実を図る。
- ・ 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- ・ 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う

指導者の養成及び確保を促進する。

- ・ 学校等と連携しつつ、地域の美術館・博物館における教育普及活動を充実させることにより、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解をはぐくむ取組を促進する。

10. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮できるように、次の施策を講ずる。

- ・ 法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る。
- ・ 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動等への支援、芸術家やアートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置等の支援、情報の提供などを充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。
- ・ 各地域の劇場、音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう、環境の整備を図るとともに、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じ、長期的かつ継続的な視点に立って、多様な手法を活用したサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう促進する。
- ・ 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- ・ 劇場、音楽堂等における活動に不可欠なアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- ・ 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- ・ 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- ・ 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

11. その他の基盤の整備等

(3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間（企業，団体，個人等）の支援を促進するとともに，寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。
- 文化芸術関係者をはじめ，広く国民に対して，文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状，企業等による支援活動の状況，多様な方法による文化芸術活動への支援の事例などについて，文化芸術団体等と連携しつつ，情報の収集及び提供を行う。